

2023年  
4月～

# 省エネ法が 変わります



経済産業省  
資源エネルギー庁

# 省エネ法が変わります

## 1 省エネ法の改正について

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）は、一定規模以上の（原油換算で1,500kl／年以上使用する）事業者に、エネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネ取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。

2050年カーボンニュートラル目標や2030年の野心的な温室効果ガス削減目標の達成に向けては、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進める必要が

あります。また、太陽光発電等の非化石電気の導入が増える中で、供給側の変動に応じて、電気の需要の最適化（デマンドリスポンス [DR]）を行うことが求められています。このため、省エネ法ではこれまで化石エネルギーの使用の合理化等を求めてきたところ、今後は非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律に変わります。

※令和5年4月1日施行予定

### これまでの省エネ法

化石エネルギーの  
使用の合理化

### 改正省エネ法

- すべてのエネルギーの使用の合理化
- 非化石エネルギーへの転換
- 電気の需要の最適化（旧：電気の需要の平準化）

## 2 改正の概要

### 1. エネルギーの使用の合理化

改正省エネ法では、非化石エネルギーを含むすべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。

これに伴い、非化石エネルギーが報告対象に加わります。

これまでの省エネ法の  
使用の合理化の範囲

改正省エネ法の  
使用の合理化の範囲

#### 化石エネルギー

- 石油
- 揮発油
- 可燃性天然ガス
- 石炭 等

#### 非化石エネルギー

- 黒液
- 木材
- 廃タイヤ
- 廃プラスチック
- 水素
- アンモニア
- 非化石熱、非化石電気(※) 等

※太陽熱、太陽光発電電気など

すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。

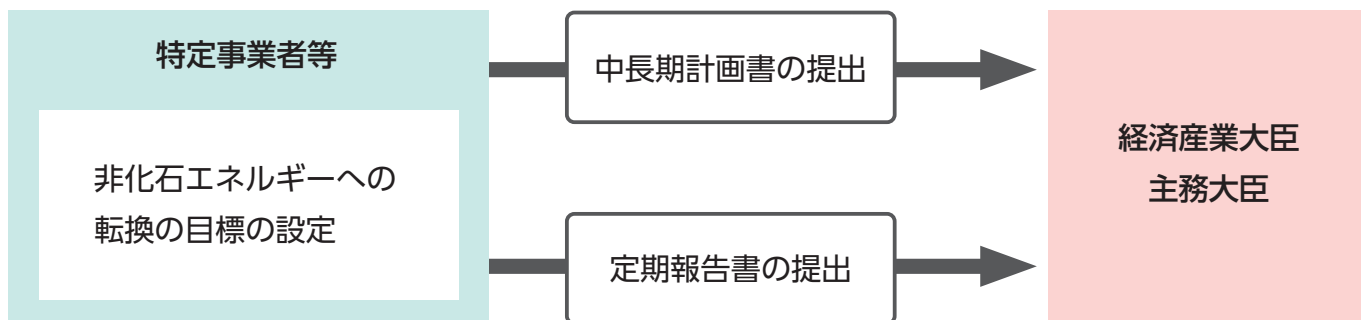
改正省エネ法では、1. エネルギーの使用の合理化の評価軸とは別に、2. 非化石エネルギーへの転換に関する取組及び3. 電気の需要の最適化に関する取組についても評価を行います。

## 2. 非化石エネルギーへの転換

特定事業者等は、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギーの使用状況等の定期報告を行うことが求められます。

非化石エネルギーへの転換の目標については、以下のとおり、国が定める目安の有無によって、何を設定するかが異なります。

- 目安のある5業種（鉄鋼業〔高炉・電炉〕、化学工業〔石油化学・ソーダ工業〕、セメント製造業、製紙業〔洋紙製造業・板紙製造業〕、自動車製造業）の特定事業者等は、その目安に対する目標設定を行います。
- 目安のない業種の事業者を含めた全ての特定事業者等は、使用電気全体に占める非化石電気に関する目標設定を行います。
- 上記の目標に加え、各事業者は任意で目標を設定することも可能です。



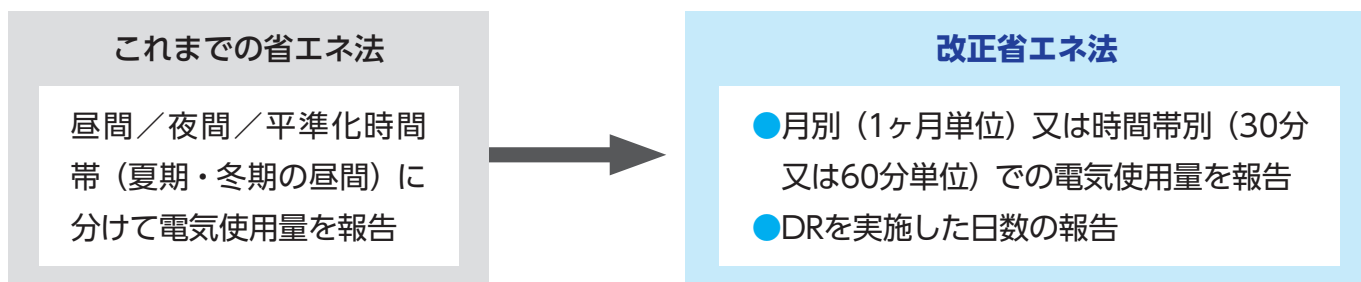
非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書等の提出が必要になります。

## 3. 電気の需要の最適化（旧：電気の需要の平準化）

再エネ出力制御時への電力の需要シフトや、電力の需給ひっ迫時の電力の需要減少を促すため、特定事業者等は、電力の需給状況に応じた「上げDR（再エネ余剰時等に電力需要を増加させる）」・「下げDR（電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させる）」の実績報告を行うことが求められます。

これまでと比べ、報告の方法が変わります。

具体的には、これまでは「昼間／夜間／平準化時間帯（夏期・冬期の昼間）」に分けて電力使用量を報告していたのを、今後は、「月別（1ヶ月単位）又は時間帯別（30分又は60分単位）」で電気使用量を報告することが求められます。また、新たに、DRを実施した日数の報告が求められます。



新たに「DRを実施した日数の報告」が必要になります。



## 定期報告書の任意開示制度

令和5年度実績の報告より、定期報告書の任意開示制度が始まります。エネルギーの使用の合理化等の状況について資源エネルギー庁 HP にて事

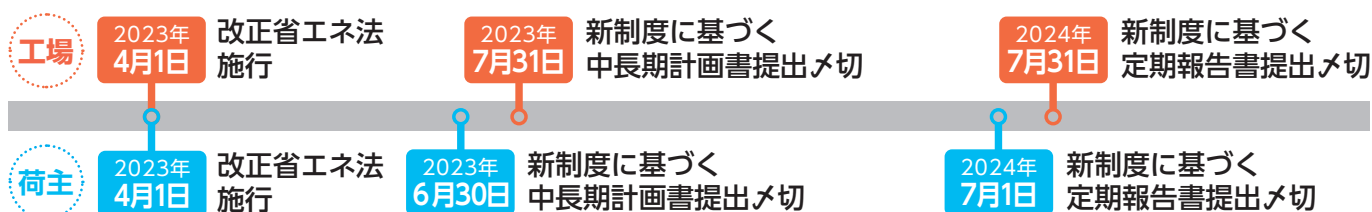
業者別に公開することで、ESG 投資家への PR 等にご活用いただけます。

※開示に同意頂いた事業者のみ公開の対象です。

| 事業者名   | 一使用量<br>エネルギー使用<br>総量 (kl) | エネルギーの使用の合理化    |               |       | 非化石エネルギーへの転換       |               |  | 電気の需要の最適化               |                      |               |
|--------|----------------------------|-----------------|---------------|-------|--------------------|---------------|--|-------------------------|----------------------|---------------|
|        |                            | 5年度間平均<br>原単位変化 | その他<br>実施した措置 | 目標の内容 | 非化石エネルギー<br>の使用の割合 | その他<br>実施した措置 |  | 5年度間平均電気需<br>最適化評価原単位変化 | 電気の需要の最適化に<br>対応した回数 | その他<br>実施した措置 |
| 〇〇株式会社 | 2,500kl                    | 98%             | 〇〇〇〇          | 〇〇〇〇  | 20%                | —             |  | —                       | —                    | —             |
| △△株式会社 | 120,00kl                   | 92%             | 〇〇〇〇          | 〇〇〇〇  | 15%                | 〇〇〇〇          |  | 92%                     | 50回                  | 〇〇〇〇          |
| □□株式会社 | —                          | —               | —             | —     | —                  | —             |  | —                       | —                    | —             |
| ・      | ・                          | ・               | ・             | ・     | ・                  | ・             |  | ・                       | ・                    | ・             |
| ・      | ・                          | ・               | ・             | ・     | ・                  | ・             |  | ・                       | ・                    | ・             |
| ・      | ・                          | ・               | ・             | ・     | ・                  | ・             |  | ・                       | ・                    | ・             |

※開示フォーマットのイメージ

## 主なスケジュール



## お問合せ先

|                               | 電話番号             | 担当地域                                  |
|-------------------------------|------------------|---------------------------------------|
| 北海道経済産業局<br>エネルギー対策課          | TEL 011-709-1753 | 北海道                                   |
| 東北経済産業局<br>エネルギー対策課           | TEL 022-221-4932 | 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島                     |
| 関東経済産業局<br>省エネルギー対策課          | TEL 048-600-0362 | 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・<br>神奈川・新潟・山梨・長野・静岡 |
| 中部経済産業局<br>エネルギー対策課           | TEL 052-951-2775 | 富山・石川・岐阜・愛知・三重                        |
| 近畿経済産業局<br>エネルギー対策課           | TEL 06-6966-6051 | 福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山                 |
| 中国経済産業局<br>エネルギー対策課           | TEL 082-224-5741 | 鳥取・島根・岡山・広島・山口                        |
| 四国経済産業局<br>エネルギー対策課           | TEL 087-811-8535 | 徳島・香川・愛媛・高知                           |
| 九州経済産業局<br>エネルギー対策課           | TEL 092-482-5474 | 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島                 |
| 沖縄総合事務局<br>経済産業部<br>エネルギー・燃料課 | TEL 098-866-1759 | 沖縄                                    |

### 制度全体に関する問合せ

資源エネルギー庁 省エネルギー課

TEL 03-3501-9726

改正省エネ法に関する情報は省エネポータルサイトでもご案内いたします。

➡ [https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html)



資源の有効利用のため、古紙/パルプ配合率 100%白色度 70%の再生紙、大豆油インキを使用しています 2023.3